

静医発第 2275 号
令和 3 年 2 月 10 日

郡市医師会長様

一般社団法人静岡県医師会
会長 紀平 幸一



新型コロナワクチン接種により健康被害が発生した場合の責任および
日医医賠償保険の適用について

標記の件につきまして、別添のとおり、日本医師会より別添のとおり通知がありました
のでご連絡いたします。

新型コロナワクチン接種により、被接種者に健康被害が発生した場合の責任および日医
医賠償保険の適用について整理されました。詳細は別添通知をご確認ください。

つきましては、貴職におかれましても本件についてご了知いただきますとともに、貴会
会員への周知方ご高配賜りますようお願い申し上げます。



(健Ⅱ469・医責243)

令和3年2月9日

都道府県医師会
感染症危機管理担当理事 殿
医事紛争担当理事 殿

日本医師会 感染症危機管理対策室長
釜范 敏
日本医師会 常任理事
城守 国斗
(公印省略)

新型コロナワクチン接種により健康被害が発生した場合の責任および日医医賠責保険の適用について

医事紛争の解決ならびに日医医賠責保険の運営に関しましては、平素多大なご尽力を賜り厚くお礼申し上げます。

新型コロナワクチン接種により、被接種者に健康被害が発生した場合の責任および日医医賠責保険の適用について以下の通り整理いたしましたのでご連絡いたします。

1. 基本的な考え方

新型コロナワクチンの接種にかかる健康被害については、実施主体である市町村が予防接種法に基づく健康被害の救済措置を行うほか、対象者に生じた当該健康被害に係る損害を賠償する必要がある場合は、損害賠償を行うものとしています。

また、市町村が損害賠償を行う場合は、医療機関に故意又は重大な過失がある場合を除き、市町村は医療機関に対して求償しないものとしています。

新型コロナウイルスワクチン感染症の予防接種に係る委託契約書

(事故に対する措置)

第8条 本契約に基づいて丁（医療機関）が実施した本予防接種に関して健康被害等の事故（以下「本事故」という。）が生じた場合、丁（医療機関）は、丙（市町村）による本事故への対応に最大限協力するものとする。

- 2 丙（市町村）は、当該事故について予防接種法に基づく健康被害の救済措置を行うほか、対象者に生じた当該健康被害に係る損害を賠償する必要がある場合は、損害賠償を行うものとする。
- 3 丙（市町村）が前項後段の損害賠償を行う場合は、当該損害の発生について丁（医療機関）に故意又は重大な過失がある場合を除き、丙（市町村）は丁（医療機関）に対する求償権を有しないものとする。

2. 日医医賠償保険の適用について

(1) 被接種者より医療機関（会員）に対して損害賠償を請求された場合

上記1のとおり、被接種者との間に損害賠償責任は発生しないものと思われませんが、万一医療機関(会員)に対して損害賠償を請求された場合には、日医医賠償保険の適用として対応することになります。

(実務上は、損害賠償義務はないとして交渉を行うことになると考えられます)

(2) 損害賠償を行った市町村より故意または重大な過失があるとして医療機関（会員）に対して求償を求められた場合

日医医賠償保険の適用として対応することになります（ただし、故意と認定された場合には保険金は支払われません）。

3. 予防接種法に基づく予防接種健康被害救済制度について

新型コロナワクチン接種による健康被害については、予防接種法に基づく予防接種健康被害救済制度の適用となります。

なお、被接種者の健康被害に関する医療機関、市町村、都道府県、国の役割について、厚生労働省の作成した「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する医療機関向け手引き」、「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する手引き」では、以下のとおりとしています。

(1) 医療機関の役割

被接種者に対して以下の事項を要請すること。

- ・接種後、接種局所の異常反応や体調の変化を訴える場合は、速やかに医師の診察を受け、又は受けさせること。
- ・上記の場合において、被接種者が医師の診察を受けたときは、速やかに被接種者が居住している（住民票のある）市町村の担当部局に連絡すること。

(2) 市町村の役割

市町村は、予防接種法に基づく新型コロナワクチンの接種を受けた方に接種を受けたことによると考えられる健康被害が生じた場合、予防接種法に基

づく健康被害救済給付の申請を受け付け、必要な調査等を行うとともに、その健康被害が接種を受けたことによるものであると厚生労働大臣が認定したときは、救済給付を行う。

(3) 都道府県の役割

接種後の副反応に係る相談といった市町村で対応が困難な医学的知見が必要となる専門的な相談等を住民から受け付ける体制を確保し、新型コロナワクチン接種について、医療機関等に情報提供するとともに、今般の新型コロナワクチン接種に関する医療機関等からの相談に応じる。

(4) 国の役割

国は、新型コロナワクチンの接種により健康被害が生じた場合、接種との因果関係に係る審査・認定を行う。

(5) 予防接種健康被害救済制度の内容

給付の種類と給付額（令和2年4月現在）

給付の種類	内容	給付額
医療費	かかった医療費の自己負担分	健康保険等による給付の額を除いた自己負担分
医療手当	入院通院に必要な諸経費 (月単位で支給)	通院3日未満(月額) 35,000円 通院3日以上(月額) 37,000円 入院8日未満(月額) 35,000円 入院8日以上(月額) 37,000円 同月入通院(月額) 37,000円
障害児養育年金	一定の障害を有する18歳未満の者を養育する者に支給	1級(年額) 1,581,600円 2級(年額) 1,266,000円
障害年金	一定の障害を有する18歳以上の者に支給	1級(年額) 5,056,800円 2級(年額) 4,045,200円 3級(年額) 3,034,800円
死亡の補償	死亡した方の遺族に支給	死亡一時金 44,200,000円
葬祭料	死亡した方の葬祭を行う者に支給	209,000円
介護加算		1級(年額) 844,300円 2級(年額) 562,900円

詳細は厚生労働省ホームページを参照ください。

https://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou20/kenkouhigai_kyusai/

4. 廃業B会員が新型コロナワクチン接種業務を行う場合の廃業特則の取扱

日医医賠責保険では、日本医師会A会員が閉院や退職等により、将来に亘り日常的な医療行為を行わず、かつ、A会員からB会員に区分変更を行った場合は、「廃業B会員（廃業特則の適用を受けているB会員）」として閉院や退職前の医療行為に対して損害賠償の請求が、廃業B会員に変更後10年以内になされた場合にもこの保険は適用されることになっています。（廃業特則）

現行規定では、廃業B会員が新型コロナワクチン接種業務（医療行為）※を行う場合には、「日常的な医療行為」を行うことになるため、上述の「廃業特則」の適用対象外となり、廃業前の医療行為に対する損害賠償請求について、日医医賠責保険の適用を受けることができないこととなります。

※ワクチン接種に関連する医療行為として①接種前の問診②接種③接種後の副反応等への対応が考えられます。

新型コロナワクチン接種にあたっては、医療従事者の確保が重要であることから現在診療等を行っていない会員への協力が求められることも想定され、廃業特則について特例として以下の取扱いとします。

(1) 廃業B会員が臨時的に行う新型コロナワクチン接種に関する医療行為については、「日常的な医療行為」には該当しないものとして、廃業前の医療行為に対する損害賠償請求について、日医医賠責保険の適用を受けることができます。

ただし、新型コロナワクチン接種以外の医療行為も行う場合は、従来どおり「日常的な医療行為」に該当することになります。

(2) 新型コロナワクチン接種を含めて、廃業B会員移行後に行った医療行為に対する損害賠償については、従来どおり日医医賠責保険の適用外となります。（ただし、上述1のとおり新型コロナワクチン接種業務に関して会員が損害賠償請求を受ける可能性は低いものと考えられます）

ご参考【廃業特則】

被保険者（日本医師会A会員）が、閉院や退職等により、将来に亘り日常的な医療行為を行わず、かつ、日本医師会A会員からB会員に区分変更を行った場合は、「廃業」前の医療行為に起因して、損害賠償の請求が、当該保険期間終了後（B会員区分変更日の属する保険期間末となる7月1日）10年以内になされた場合にもこの保険は適用されます。